

国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (特殊勤務手当の種類) 第2条 (略) (1)~(15) (略)</p> <p>(中 略) (オンコール手当) 第13条の4 オンコール手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 診療放射線技師又は臨床工学技士(以下「診療放射線技師等」という。)が、緊急の診療業務に対応するため、待機(正規の勤務時間外において、緊急の呼出を命じられた場合に応じるため準備することをいう。以下同じ。)をしたとき。 (2) 前号の待機をした診療放射線技師等が、緊急の呼出に応じて、正規の勤務時間外において、診療業務を開始したとき。 (3) (略) 2 (略) (ICU勤務医手当) 第13条の5 (略)</p> <p>第13条の6 (略) (後 略)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類) 第2条 (同 左) (1)~(15) (同 左) <u>(16) 医師オンコール手当(第13条の6)</u></p> <p>(オンコール手当) 第13条の4 オンコール手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 診療放射線技師又は臨床工学技士(以下「診療放射線技師等」という。)が、緊急の診療業務に対応するため、待機(正規の勤務時間外において、緊急の呼出を命じられた場合に応じるため準備することをいう。以下同じ。)を命じられたとき。 (2) 前号の待機を命じられた診療放射線技師等が、緊急の呼出に応じて、正規の勤務時間外において、診療業務を開始したとき。 (3) (同 左) 2 (同 左) (ICU勤務医手当) 第13条の5 (同 左) <u>(医師オンコール手当)</u> 第13条の6 医師オンコール手当は、医師又は歯科医師が緊急の診療業務に対応するため、待機を命じられた場合に支給する。 <u>2 前項の手当の額は、待機1回につき5,000円とし、待機時間は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>ア 午後5時又は午後5時15分から翌日の午前8時30分まで</u> <u>イ 午前8時30分から午後5時又は午後5時15分まで</u> 第13条の7 (同 左)</p> <p>附 則(令和7年2月総長裁定) この細則は、令和7年4月1日から施行する。</p>